

第四十回 参議院法務委員会 會議録 第二十二号

(三四二)

昭和三十七年四月十九日(木曜日)

午後一時三十九分開会

委員の異動

四月十八日委員横山フク君及び佐藤男君辞任につき、その補欠として林田正治君及び西田隆男君を議長において指名した。

本日委員西田隆男君及び西田信一君辞任につき、その補欠として古池信三君及び鹿島俊雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

松野 孝一君

理事

委員

井川 伊平君

亀田 得治君

大谷 肇君

井野 碩哉君

加藤 武徳君

鹿島 俊雄君

古池 信三君

野上 進君

高田 正子君

内閣官房長官

大平 正芳君

法務大臣官房長官

津田 実君

最高裁判所長官代理者

下村 三郎君

政府委員

内閣官房長官

法務大臣官房長官

法務大臣官房長官

最高裁判所長官代理者

事務局長

事務局長

事務局長

最高裁判所事務局長 桑原 正憲君

最高裁判所事務局長 長井 澄君

第一課長

事務局長

常任委員

西村 高兄君

会専門員

提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

臨時司法制度調査会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

臨時司法制度調査会設置法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を続行いたします。ただいま大平内閣官房長官、津田法務省司法法制調査部長、下村最高裁判所事務局長、桑原最高裁判所事務局長、長井最高裁判所第一課長が出席しております。質疑のおありの方は、順次御発言下さい。

○亀田得治君 最初に官房長官にお尋ねいたします。

今回、この調査会を内閣に特に置きまして理由につきましても伺いたいと思います。

○政府委員(大平正芳君) 御案内のように、内閣には、それに所屬する機関をなるべく持たないようにするというのがこれまでの考え方でございます。したがって、憲法調査会と国防会議だけが内閣に直所管の機関になっておるわけでございます。この臨時司法制度

調査会法案を御検討いただいている段階におきましては、政府内では、これを総理府に置きたいということでございます。そういうことで進んで参つたのでございますけれども、本問題は、司法制度の根本に触れる問題でもあるし、かつ、提案の理由にもございまして、総合的に、しかも緊急に事を運ばなければならぬというものがございまして、事の重要性にかんがみまして、特に内閣に設置しよう、こういう考え方でございまして。要は、この問題が非常に重要な問題であるという判断に立ちまして、このようにすることをお願いを申し上げておる次第でございます。

○亀田得治君 この調査会を非常に重視されておるといふ意味におきまして、私たちもこの扱いには賛成するものです。ただ、そういう立場で置かれた以上は、実際の運営面におきまして、あるいは調査会の調査の結果出て参ります答申に対する扱いにつきましても、やはり調査会を設置したときと同じような気持ちでやってもいい、こういうふうな考え方をわけです、この点は、どういふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(大平正芳君) この御討議にいたします問題は、いま申し上げては、現象的には、裁判訴訟の遅延という普遍的な格好で出ておりますけれども、根本は、やはり裁判官、検察官等の任用あるいは給与という問題に触れて解決の突破口を見つけないければならぬ性質のものだと、私も承知いたしております。したがって、今亀田委員がおっしゃいますように、内閣に置かれたらゆえんのものも、政府の財政権に触れる問題が一番大きな問題になると思っております。内閣として、そういう決意で当たらないければならぬと思うわけでございまして。仰せのように、御審議いただきまして結果につきましては、内閣の力をあけて解決に当たらないければならぬものと、私も承知いたしておる次第でございます。

○亀田得治君 まあ本問題は総合的に検討する必要がある。官房長官は、ただいまその点の中味の問題として、当然財政的な裏づけの問題というものが考えられるというふうな言われたわけである。政府自身がそういうふうにお考えになってこの法案を御提案になつておるといふ点について、重ねてこれは賛意を表しておきますが、いづれ何らかの結論が出るにいたしまして、当然これは財政上の負担がかかってくることも、現実には予想できる問題であるわけである。政府の顔ぶれは若干あるいは異なりましても、ただいまのお答えというものは、引き継がれていくと、こういう理解でひとつ私たちが進みたいと思つて、まあそれは言わなくたって、機構上当然なことであるが、人事異動等の際には、必ずこの点は特に念を押して後任者に伝えたい、こういうこともやはりやっておく。普通ならば、そんなことを言う必要はないわけですが、この点特に、やってもいいからどうか、念を押しておきたいと思つて。

○政府委員(大平正芳君) 当然のことと心得ております。

○亀田得治君 それから、この調査会には、すでに予算も通りいたしておるわけですが、第九条によりまして、常勤の職員が四名、こういうふうになつておるわけですが、この程度のこと、十分このきめられておる二年間のうちに作業を完了できるというふうにお考えでしょうか。私の端的にお聞きしたいのは、実際に調査会を始めてみても、どうも人が足りないあるいは、いろいろ調査をやると、調査関係の費用もかかるというふうな事態等がある場合に、予備費なり、そういうふうなもの、支出によりましてこの調査会が十分活動できる、財政面の制約で思ふような活動ができないというふうなことにならないようになつておるのかどうか。これはまあ、足らぬといひましても、ほかの問題と違ひまして、非常に莫大な追加経費が必要というほどのものでは私はなからうと思つて、実際の足らないというふうな場合には、この調査会の重要性から見たら、そんなことにけちけちすべき問題じゃないと、最初の官房長官の御説明からいひましても、私はそう思つておるわけですが、その点、ちょっとお聞かせを願ひたいと思つて。

○政府委員(大平正芳君) 先般の委員会、井川委員からも同様趣旨のお話

がございました。私どももいたしましては、この四名の定員というふうなことは少ないと思います。しかし、専門委員を配しまして、極力成績を上げていただきたいと思っておりますのでございますが、御指摘のように、今計上いたしてあります予算に不足を生ずるといふような事態が起こりました場合は、内閣のほうで責任を持ちまして、移流用等の措置で、御審議に支障を来たすようなことのないように保証して参りたいと思っております。

○委員長(松野孝一君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(松野孝一君) 速記をつけ

○龜田得治君 法務大臣にぜひ念を押しておきたいのは二点あるわけですが、その第一点は、最高裁判所の裁判官の任命の問題です。質問に移る前に、現在最高裁判所の裁判官の中で、純粋な野法曹、つまり元裁判官とか、そういう方じやなしに、それが何名になっておるか、十五名のうち。その点ちょっと、事務局でもいいですから、お答えして下さい。では、そのうち調べておいて下さい。

それで、現在の最高裁判所の裁判官の欠員が生じた場合における任命の仕方ですね。まあ任命権者とか、そういうことはちゃんと法規に書いてあるわけですが、実際の取り扱い方ですね。法務大臣が中心におやりになっていると思いますが、その点をまずお聞きしたいと思っております。

○國務大臣(植木庚子郎君) 御承知のとおり、最高裁判所の長官初め判事さんの任命の問題につきましては、これ

はもっぱら内閣の責任であり、義務であるのでございます。したがって、法務大臣といたしましては、総理の御相談に参考の意見を申し上げる、あるいはこちらから自発的に申し上げるような場合もありますけれども、本来内閣でお扱いになるといふのが建前でございます。

○龜田得治君 そうすると、ちょうど官房長官おられるわけですが、実際の扱い方は、どういふふうになっておりましたか。

○政府委員(大平正芳君) 非常に重要な問題でございますので、法務大臣から御意見を承り、あるいは御調査をいたしたくというところはいたしておりますが、総理大臣が全人的な責任を持ちまして、まあいわば神に祈るような気持ちで任命いたしておるといふのが実情でございます。

○龜田得治君 非常にむずかしいことを言われますが、総理大臣は幾ら利口な人でも、経済のほうはなかなか造詣が深いようですが、それでも、ときどき問題が御承知のように起きるくらいであります。いわんや自分の専門のほうでないことになりましたと、これは実際神様に祈っただけでは、なかなかうまくいくかどうかかわからない。当然これはしかるべき人に御相談なり等があるわけでしょうが、その辺の実際のルートというものを聞きたいわけなんです。それは、官房長官には当然御相談があるでしょうが、官房長官からまた法務大臣に御相談なり連絡があるのか、その辺のところですね。これは、何か法規でちゃんと明確になつていれば、そんなことを聞く必要はないわけですが、もう少し実情を、あるいは一

人一人によつて、その場合によつて多少違ふのかも知れませんが、御説明をもう少し具体的にお願いしたいと思ひます。

○政府委員(大平正芳君) 先ほど私が申し上げましたように、ただいまの制度で、内閣総理大臣の専権にゆだねられておるといふことは、総理大臣が全人的な判断と責任において、一身に責任を負つてやるべきことだと思つております。ただ、事実上あらゆる場合に、法務大臣の御意見、御進言等は最も重視すべきものと存じます。今御指摘のように、任命さるべき判事の場

合によりまして、あるいは法務大臣以外の方の御意見を承る場合もあり得ますけれども、あらゆる場合におきまして、必ず法務大臣の御意見は聴取しておるといふことでございまして。そういう御意見を進んで聴取する場合のほかに、あるいは在野の法曹団からいろいろの御意見を届けられて、御判断の資にしていただきたいという意味の要請、陳情というふうなものもございまして。しかし、あくまでも総理大臣の専権にゆだねられた以上は、その責任にこたえる意味で、全精力を傾けて、全責任において決断する、このようにやっておるのが実情でございます。

○龜田得治君 法務大臣に御相談があった場合には、法務大臣としては、どのような方法で大臣としての意見を固められるのか。これも、個々の場合で、先ほど申し上げたように、違つてしょうが、大体的な考え方ですね。

○國務大臣(植木庚子郎君) 御推察のとおり、その場合々々によつて違つております。私の短い経験でございますが、一、二度経験いたしております

が、その短い経験の間でも、そのときの状態によつて違ふ。私のところへいろいろ意見を、こちらからお尋ねしなくても耳に入れて下さる人もありますし、あるいはこういう人が適任じゃないかと思うというふうな、参考にしたかどうかというふうなことを進言して下さる場合もあります。あるいはこちらから、こういう方はどういふ方だろうというふうにお尋ねをしかるべき筋にする場合もあります。いろいろの場合がございまして、いずれにいたしましても、やはり非常に大事な人事で、総理の専権の大事な問題でありますから、総理をして誤らしめないようにという気持ちから、でき得る限りいゝゆるアンテナを張つていまして、それにかつたところで参考になるようなことは申し上げて、そうして最後の決意をしていただく、こういうふうになるのだと思ひます。したがって、総理のところでは、もちろん身近におられる官房長官初め多数の閣僚もおられます。こういう方々の御意見をお聞きになることもあるいはあるかと思ひますが、その辺は、もっぱら総理の御判断によつてなされることでございまして。

○龜田得治君 そうすると、きまつたルールがないといったふうな色彩が強いように感ずるわけですが、そこで、今度まあ調査会設置法が出ておるわけですが、この調査会としては、おそれなく一般の裁判官という考え方が重点になつていふように感ずるわけですが、しかし、司法制度全体というものを考えてみた場合に、一般の裁判官の補充ということも大事な緊急を要する問題ですが、最高裁の裁判官の任命の仕方ですね。これは非常に重要だと

思うのです。何といつても、三権分立の大きな柱の一つなわけですから、これはだれかが任命しなきゃなりませんから、現在の制度上は総理大臣と、こういうところの権限が行つておるわけですが、しかし、これはよく考えてみれば、総理大臣とはやはり対立した立場に立つわけなんです。行政権の行使が違法でないか、憲法上違反しないかどうかといったような、そういう問題になれば、対立した立場に立つわけなんです。したがって、そういうものは、全部選挙でやれば一応筋は非常に通るのかもしれませんが、まあなかなかそういうことも事実上できにくいというところで、結局総理大臣といふところへ任命権が行つておるわけです。しかし、それだけに私は、この任命の仕方が総理大臣の主観的な偏見なり、あるいは偏見とまではいかなくても、知らず知らずのうちに片寄つた考え方に進められていくと、こういうことになつて、今度結果として出てくるのは、なるほど形は三権分立であつても、実質は違ふのじやないかと、こういうことで、非常な司法に対する権威の失墜といふことにもこれは関係してくるわけですね。これはまあ、皆さんも当然そういうことはお考えでしょうが、そこでお聞きしたいのは、やはりこういう重要な人事につきましては、諮問委員会というふうなものを置きまして、その意見をやはり聞いて、そうして総理大臣が決定していくと、こういうことのはが世間から見ても客観性を持つてくる、どうせ総理大臣は、先ほどからお話がありましたように、自分だけで定めるわけじゃない、やはりだれかに相談をし、意見を聞くわけ

な

んです。どうせ聞くのであれば、きちんとこう、だれでもわかるような、公明正大な諮問委員会というものを置いておいて、そこを通じてくると、これは決して総理大臣の権限を侵すものではないと思うのです、参考に聞くわけですから。そういうふうにもあられるわけですが、この点は、官房長官なり法務大臣はどういうふうにお考えになるでしょうか。また、最高裁の事務総長も、みずからの機構に関する問題ですが、どういうふうなお考えを持っておられるか、承っておきたいと思えます。

○國務大臣(樺木庚子郎君) 御意見のような、最高裁判事の任命にあたりまして、諮問委員会というふうなものをこしらえておいて、それに諮問をしまして、そうして最後に、その諮問を参考として総理がおきめになるというの、一つの方法であらうとは思いますが、御承知のとおり、さきに最高裁判所の制度ができましたあの発足当時に、裁判官の指名または任命につきまして、裁判官任命諮問委員会というのがありまして、それに諮問して行なわれたことは事実でございます。しかし、その後間もなく法規の改正の際に廃止せられてしまいました。そのときの廃止の理由を見ますと、実績に徴してみると、この諮問委員会に諮問してきめるといふ方式は、どうも形式的に流れ過ぎ、所期の効果をもらえないというふうなことがある。かつ、指名及び任命に対する総理大臣の責任の所在を不明確にするおそれがある、こういう理由のもとに廃止せられたのであります。したがって、ただいま、私の個人の考えでございますが、私の考え方とい

しましては、現在の制度によって、それが先ほど官房長官がお答え申し上げたとおり、総理としては、神に祈るような気持ちで、ほんとうにこの大事な仕事をまっぴら自分の責任において御処理なさるといふのが適当かと、かように私も考えておる次第でございます。

○龜田得治君 最高裁が戦後出発して、諮問委員会が置かれたわけですが、これはまあわずかの一回だけで済んだ、活用されたのは。そういうことで廃止になってしまっているわけですね。そうしてこのこと自体が少し軽率ではないかと私感するので。それは、今までなかなかそういう諮問委員会でありましたから、なかなか運用が一回でうまくいくかどうかと、こういうことは、私は問題があるかと思えます。しかし、そういう経験を踏まえて、第一回はどうかという点がまずかっ

たというところで、だんだんよくなっていくのは、どんな制度でも私はそうだと思う。だから、ああいう制度をせつかく作りながら、多少の欠点というものを取り上げて、すぐやめた、はなはだ残念です。それで、最初の諮問委員会制度は、諮問委員自身も、ずつと裁判官なら裁判官同士から互選して出てくる、弁護士から出る諮問委員は弁護士から互選して出てくると、これは非常に民主的な諮問委員会ですね。だから、そこら辺にも私は相当問題があるのだらうと思いますが、そういう点は、改めるべきものはまた改めたいわけですが、制度そのものを全廃してしまふ。そうして総理大臣が一定のきまつたルールなしで、あちらこ

では、非常にいい場合もあるでしょうが、必ずしもそうはいかぬ。そういう点が多少やっばりあるのじゃないかと考えるわけですが、まあ法務大臣がああいうふうに一べんおっしゃってしまふと、官房長官、事務総長も答えにくいかもしませんが、皆さんの、あとお二人の方のお考えですね、一応お聞かせを願いたいと思えます。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) 仰せのとおり、最高裁判所の裁判官を任命しますについて、諮問委員会というふうな制度を設けて、その諮問によって任命されるということも、確かに一つの考え方であらうかと思えますが、第一回のみで終わりました。その後はこの制度が廃止されたわけでございます。先ほど法務大臣から、その廃止理由を述べられました。それは、私は、私たちがそういうふうな承知をいたしておるわけでございます。あるいは、観察は、私の私見にわたるというふうなこともあるかと思えますが、形式的に流れるというふうな点は、各委員が相当多数おられまして、なかなかそのうちから何名かを選ぶというところは非常に困難なことではなからうかと思ふのであります。と申しますのは、この檢察官、弁護士というふうな人の業績というものは、いろいろ残っておる部分もありまうけれども、だれが見ても、すぐその業績だということがわかるものはないかありません。それに、その人格、才能というふうなものにつきましても、大ぜいの諮問委員会ではその価値を評価するといふようなことは非常に問題を起こす。そういうような実質的なことから、形式的に推薦さ

れたものを、ある時期によって価値の評価が減少されるようなことになりかねない、それが先ほどの形式的に流れるといふようなことではなからうかと思ふのであります。

それから、例を裁判官の中にとりましても、裁判官の中から委員を互選するといふことも、これはまことに民主的でございまして、現在の裁判官といふものは、やはり公務員の一環であります。そういう中で、全国的にわたりますと、そういうような選挙をするといふことは、非常な動揺と申しますか、平穏な状態においてなかなか行なえないといふようなこともあるのではなからうかと思ふのであります。最高裁といたしましては、あれが廃止されました。現在のうちに、内閣の全責任において指名され、あるいは任命されることは、現在におきましては相当と考えております。

○政府委員(大平正芳君) 御指摘の点は、まあ立法政策の問題として確かに問題点であらうと思えます。私ども、仕事をやって参ります場合に、普通の政策でございますれば、妥協というところもありまうし、妥協がきく性質の政策が多いのでございまして、人事とこのべき性質のものだろうと思ふ。したがって、任命権者が全責任において全人的判断で決定するといふことが、人事の場合にとりましては非常に大事なところじゃないか、もしあやまって選んだということがかりにあってしまったら、これを諮問委員会に諮問するよう余地があるといふことは、任命権者として十分に責任に忠実であつたと言えないんじゃないかと思ふわけでございます。ただいまの制度で最善を尽くすということが、むしろ立法政策上の観点から見てもよろしいのではないかと、そんなふうに考えております。

○龜田得治君 諮問委員会の作り方、人数をどういうふうにするとか、あるいはその定数の選び方、あるいは選んだあとの運用の仕方、場合によっていろいろあるでしょう。そういうことは、最高裁判所の裁判官の検討をするという目的にふさわしいようにこれはやっつけたいと思えます。何も第一回のあの機構形式が一番いいと、私は申し上げておるわけではない。そういう意味で諮問委員会というものを申し上げておるわけでは、このことは、決して私だけが申し上げるわけではないのでして、たとえば、日本弁護士連合会あるいは衆議院の法務委員会におきましても、ちょうど最高裁の機構改革が問題になったときに、それに連動して、最高裁の裁判官の任命について、やはり諮問機関の設置ということを含めております。あるいはまた、法務省がみずからやりになつてくる法制審議会の答申の中にも、選考委員会を通すのがいい、こういう意味の決定をなされております。もちろん、これらのものは、諮問委員会の機構そのものについては、そこまでは触れておりません。しかし、何かそういうものがあるほうが適当ではないか、こういうことではほとんど意見が一致しているのです。だから、その立場そのものは、やはりこれは認めるというところのほうは公明正大です。たとえば、私たちが非常にいい候補者を持っております

しても、なかなか言っていくところはない。国会議員であれば、若干はルートもあるわけですが、一般の人ですと、よけないわけですね。結局は、総理大臣なり官房長官なり法務大臣に親しい人、そういう人がやはり意見を多く持つていく。事実上はそういうことになるわけですね。それで私は、幾らすぐれた人が総理大臣でありまして、やはり結果においてはよくない、よくなかったかどうかというこの判定がまた、これはなかなかむずかしい問題であります。一般的に言ってやはりそう言えるんじゃないか。これは一つのうわさとして聞いてもらいたいのですが、近ごろは、在野法曹の中では、あれは最高裁判所ではなしに、最低裁判所だと、こういう形容詞をお使いになる方があるわけですね。これは、事務総長はそういうことをお聞きかどうか知りませんが、といいますのは、最高裁判所の裁判官の顔触れ、これがだんだん変わってきている。いつの間にかやはり時の政府に都合のいい方、自然にそうなるのです。悪意で、意識的をやっているわけではないでしょうが、自然にそうなるわけですね。それで、やはり三権分立の一つの柱をなっている最高裁判所としては、私は思わしくないんじゃないかという気がするわけですね。諮問委員会あるいは選考委員会——どういふ名前でもいいわけですが、そういうものを置くこと自身はやはり適当なんじゃないか。私が先ほど三つ事例を申し上げたわけですが、これは、ほとんどのものがそういう考えを持っているわけなんです。どうでしょう。それがいかぬということになりますと、この衆議院の法務委員会

なり、あるいは法制審議会の答申なり、日弁連の決定なり、これはみんな筋の通らぬことをきめている、こういうことにもなるわけですが、そういうふうな、ほとんどその筋の専門のものが出しておる考えを否定していいものかどうか、はなはだ疑問だと思つておる。もう一度ひとつ、お三人のどなたからか、御意見を聞きたいと思つておる。私だけが申し上げるわけじゃないのです。

○国務大臣(植木庚子郎君) 先ほど私も、亀田委員の御主張といいますが、御意見も一つ方法であるというふう

に申し上げたのでありますが、私の先ほどお答え申し上げましたところは、現在における私の考え方はこうでございます。今このことを申し上げたのであります。今回のこの臨時司法制度調査会におきまして、裁判官あるいは検察官の任用の制度あるいは給与の制度等を大きな柱として調査審議することになっておりますが、その場合には、広

く、「裁判官」と書いてございませう。最高裁判所の判事さんの場合にも、やはり任用、給与の問題がこの調査審議の対象になり得ることはもちろんだと思います。しかし今、お前の考えはどうかと聞かれますと、私は、最高裁判所の判事もしくは長官の任命については、まず現行の制度でいいのではあるまいかということをお答え申し上げた次第であります。

○亀田得治君 この調査会設置法の第二条は、「裁判官」といふのは、最高裁判所の判事も含むのだ、こういうふう

に今お答えいただいたわけですが、これは、文字からいまして、当然除外するということ意味はもろくないわけ

ですが、この立案をされた出発点となつた気持というのとは一体どこにあるのですか。つまり、一般に裁判官が非常に足りない、これはもう周知の事実であります。それを何とか格好をつけなければ、もう司法制度全体が不信用になる、そういう場合には、一般の裁判官のことをおもにこれは考えておる、しかしそれだけじゃなしに、最高裁判所の裁判官のことも重要視してこの調査会設置法を出しておるのだ、こういうふう

にならば、非常にけっこうなわけですね。調査会の中で十分研究をすることになろうと思つておる、この点、立案者の気持だけをもう一度お聞きしておきたいと思つておる。官房長官、どうですか。

○政府委員(大平正芳君) 仰せのように、こういう問題を、調査会を設置していろいろの困難を打開していこうと決意いたしましたゆえんのもの、今御指摘のように、訴訟遅延という状態が普遍的にあるということ、このまま放置できないということ、そのために、今のキャリア・システムをやつていって行きたいものがあるのじやなかろうか、法曹一元化という構想を御検討いただいて、そういう手がかりをもつて問題の核心に接近する方法がありはしないかということが主たる原因でありましたわけでございます。

したがって、一般の裁判官、検察官等の任用、そしてそれに当然関係して参ります給与制度、そういう問題がこの調査会を決定いたしましたゆえんでございませう。したがって、最高裁判所の判事の任命制度というものを頭に置いてこういう調査会を考えたわけは、ございませう、御指摘のように、

一般の裁判官、検察官等が主たる問題であつたと存じます。

○亀田得治君 調査会が発足した後の運営にも影響をされると思つておる、確かめるわけですが、最高裁判官の任命についてどうあるべきか、もちろん、憲法のワケ内においてそういう問題についても調査審議をしていいわけですね。排斥される意味でもないでしょう。

○政府委員(大平正芳君) さよう心得ております。

○亀田得治君 それからもう一点、ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(松野孝一君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員(松野孝一君) 速記をつけ

て。

○亀田得治君 この調査会法の第二条の第一号ですね。ここに、「法曹一元の制度(裁判官は弁護士となる資格を有する者で裁判官としての職務以外の法律に関する職務に従事したもののうちから任命することを原則とする制度をいう。)」つまり、法曹一元ということの意味がいろいろあるわけですが、この場合に、まあ定義づけておるわけですが、この「法曹一元の制度に関する事項」ということになっておりますが、基礎になつておる考えは、法曹一元の制度そのものは大体肯定して

いる、こういう立場に立つておるのかあるいは、その法曹一元の制度そのものを認めておるわけではないのか、という立場に立つて書かれておるものか。この点、立案当局から御説明願ひたい。

○政府委員(津田実君) 法曹一元制度

というものが制度として存在し得る、また、現に外国におきましては存在しているわけでありませう。したがって、その制度の存在そのものは肯定するわけでございますが、これをわが国において採用すべきかどうかということは重要問題でございますので、その点を調査審議していただく、こういうことでございませう。要しますに、この第二条の第一号の第二号におきまして、「裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度」といふことは、当然調査審議の対象になるわけですね。しかしながら、任用制度につきましては、御承知のように、キャリア・システムもあるわけですね。その他の制度もあり得る。あるいは選挙と申しますか、そういう制度も考えられる。そういう制度についていろいろ調査審議をされましようが、その中で取り出して、法曹一元の制度は必ず一度は調査審議していただきたいという趣旨で、法曹一元の制度を抜き出して第一号に掲げておる、こういうことになつておるわけでございますが、そういう趣旨で、調査審議の対象にはなるが、わが国の根本施策としてこの制度をとるかどうかは、結局ここで結論を一応出していただく、こういうことを考えておるわけでございます。

○亀田得治君 私のお聞きしたいのは、第二号に包括的に全部網羅して書いてあるわけですね。特に第一号に「法曹一元の制度に関する事項」といふことを書いたゆえんは、この法曹一元の制度について、どうもこれは積極的に採用する必要があるというふうな感じ、説くこともできるわけなんです。非常に前向きな考え方を持ってお

る、あるいは外国におきましては存在しているわけでありませう。したがって、その制度の存在そのものは肯定するわけでございますが、これをわが国において採用すべきかどうかという

ことは重要問題でございますので、その点を調査審議していただく、こういうことでございませう。要しますに、この第二条の第一号の第二号におきまして、「裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度」といふことは、当然調査審議の対象になるわけですね。しかしながら、任用制度につきましては、御承知

のように、キャリア・システムもあるわけですね。その他の制度もあり得る。あるいは選挙と申しますか、そういう制度も考えられる。そういう制度についていろいろ調査審議をされましようが、その中で取り出して、法曹一元の制度は必ず一度は調査審議していただきたいという趣旨で、法曹一元の制度を抜き出して第一号に掲げておる、

こういうことになつておるわけでございますが、そういう趣旨で、調査審議の対象にはなるが、わが国の根本施策としてこの制度をとるかどうかは、結局ここで結論を一応出していただく、こういうことを考えておるわけでございます。

○亀田得治君 私のお聞きしたいのは、第二号に包括的に全部網羅して書いてあるわけですね。特に第一号に「法曹一元の制度に関する事項」といふことを書いたゆえんは、この法曹一元の制度について、どうもこれは積極的に採用する必要があるというふうな感じ、説くこともできるわけなんです。非常に前向きな考え方を持ってお

る、あるいは外国におきましては存在しているわけでありませう。したがって、その制度の存在そのものは肯定するわけでございますが、これをわが国において採用すべきかどうかという

る。だから、もうその制度の採用そのものは当然だと考えておるが、しかし、それを実施するにいたしまして、いろいろ整備しなければならぬ。関連事項がたぐさん出てくるわけでしょう。特に弁護士会との関係なりあるいは司法修習制度なり、いろんなものが関連してくるわけであって、そういうところに重点があるわけなのか。そうじゃないに、法曹一元の制度採用そのものにも、必ずしもそんなに前向きに考えているわけじゃないのだ。その微妙なところですが、お聞きをしたいと思います。

○政府委員(津田実君) 法曹一元の制度につきましては、わが国におきましても、たとえば日本弁護士連合会の案あるいは昨年の日本法律家協会の案というようなものが公にされておるわけですね。したがって、各方面で非常に注目をされておる制度であることはもう間違いないわけですね。また、英米におきましても、もちろんそれは採用されておる制度でありまして、これは成績がいいというのを言われておる向きもある。でありますけれども、また一面、大陸法制のような制度もあって、必ずしもこれは、それが根本的に悪い制度であるとは言いきれないというふうなことがある。大体法曹一元そのものは、非常にその基礎の問題がめんどろな問題でありまして、いきなり法曹一元の制度を打ち立てるといふことは非常に困難である。そういうような意味も含めまして、これははたしてわが国に採用してよろしいかどうかという根本問題をまず検討していただく必要がある。具体的にはこまかいやり方の問題等は、これは法務省の所管

の法制審議会において、制度的にあるいは法制的に考えるべき性質の事務でありますので、その点は、あけてそういう方面にゆだねるわけでありまして、けれども、わが国として、裁判官の任用制度として根本的にこの制度をとるかどうかというところは、これはやはり国家的な、しかも大所高所から判断しなければならぬ事項である。そういう意味におきましてこの調査会の調査審議の対象にすべきである、こういうこととさせていただきます。

○亀田得治君 事務的な立案は津田さんのほうでやりになったようですね。提案者の官房長官のほうですね。法曹一元の制度に関する事項、こうなりますと、法曹一元の制度は認めているのだ。それに関するこまかい整備すべき事項——まあ必ずしもそういうふうに断定はできないのですが、そういう感じを持つわけなんです。ところが、ただいまの説明ですと、法曹一元の制度を採用すべきかどうか、法曹一元の制度の可否、こういうことです。端的に言うて、それならそれで、はっきり書いてありませんと、非常にこまかい津田さんの説明だと、むしろ根本的なところをきめてもらうので、あとこのこまかいことはむしろ法務省あたりでやってもいいのだというふうな感じも受ける説明もあったわけですが、官房長官は、これはどのように理解されて提案説明をされているわけでしょうか。

○政府委員(大平正芳君) 私はしろうとでございまして、あるいは申し上げることが正確度を欠くかもしれないけれども、気がしては、こういう気持ちでございまして。現在の司法制度の直面する困難を打開する有力な手がかりが、いわゆる法曹一元の制度のようなものでつかめはしないかという気が一つあると思うのでございまして。ところが、今津田部長がお話し申し上げましたように、法曹一元の問題には基盤を整備しなければならぬ。その基盤というものが、任用制度、給与制度等からくる問題じゃないかと思うのでございまして。したがって、御立案いただきました法務当局のお気持ちといたしましては、察するに、そういう基盤の提供をされないで、法曹一元の制度を載せようとしてもなかなか困難じゃないか。しかしながら、法曹一元の制度というそれ自体は、何か当面の困難を打開する有力な手がかりになるのじゃないかという期待を持っていると思うのでございまして。したがって、亀田委員の先ほどのお言葉の中で、法曹一元について、前向きに考えていくのかという御質問でございまして、私も、ほぼそういう感じであるわけとさせていただきます。

○亀田得治君 大体それで了解いたします。多少津田部長の説明と——私の聞きようが悪いのかもしれないが、官房長官の今ああいうお答えがあったわけですが、あれでいいわけでしょうな。

○政府委員(津田実君) この調査会設置法案の趣旨といたしましては、任用制度を調査審議していただく。したがって、あらかじめ政府がこういう方針を持って任用制度を調査していただくというところは、この法案の趣旨としては申し上げられないと思うのです。したがって、それは白紙で調査審議していただくわけでありまして、

も、政府の考えということになりますと、先ほど官房長官も申された考えも、当然あり得るのでありますが、確定的に法曹一元の内容そのものがきまつておりませんので、一々その可否を検討して結論を出しているというわけにはいかないと思います。

○亀田得治君 まあ多少官房長官の御意見に近づいたような御説明でありまして、その程度で一応了承いたしておきます。

そこで、この法曹一元の制度に関する考え方、私の意見は、やはりもうこれが基礎にならなければだめだという感じを持っているのです。そのほうが質素に便利だろうと思えますから、こちらの意見はつきりするわけですが、もちろん、そういたしますと、弁護士等を通じて裁判官になつてくる。こういうことになりますから、裁判官の補充というものが現在以上に困難になりはせぬかといったような、今度は逆の心配等も私はあり得ると思うのです。しかし、それは現状から見てもなんですかね。だから、その点はきちっとはつきりすべきものはして、なおかつ、この在野法曹からどんどん裁判官等出るような今制度を思い切つて考えるというふうにならなければ、これはもう仕方がないんじゃないかというふうに割合り切つて考えているわけですね。そのためには、弁護士会自身も、もっと公的なものになつてこなきゃならぬと思ひますし、何か弁護士会が弁護士だけの会といったような、必ずしもそういうものではないんですけれども、若干やっぱそういうにおいが現在はまだ強いわけなんです。そういうものも脱皮していくといったようなことにも

なるでしようし、だから、それはそれとして考える。だから、土台としては、法曹一元というものは、割り切つて考えなきゃもう片づかぬという気持ちを持っているわけですが、事務総長の考えですね。最高裁判所としてじゃないに、この問題については、いろいろ意見がすでに出ておるわけですが、お考えを御参考に聞いておきたいと思ふ。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) 先ほど津田部長からのお話もございまして、法曹一元ということにつきますと、いろいろの見解があるようでありまして、これを確定するということも相当むずかしい問題でありますし、また、それを確定するについては、給与の問題とか、いろいろそういうことを十分考慮されなければ、確定してみたくて、実現がでないわけとさせていただきます。しかし、私たち裁判所におりますものとしては、もし外国等においてうまく行なわれておりますこの制度が日本に適当に導入されるということであれば、非常にけっこうなことと思っております。

○亀田得治君 こういう問題が結局は調査会で大いに議論が戦わされるわけでしょうが、最高裁が反対いたしますと、はなはだまたやりにくいようなことも予想されますので、ちょっと御参考に意見を聞いたわけなんです。これはひとつ、従来の慣性等にとらわれないうで、十分しっかり考えてほしいと思ふ。最高裁に対して希望しておきます。

それからもう一点。裁判官の給与という問題について、基本的にどういう考えをお持ちか。これは、憲法にも、

裁判官だけですね、定期的に相当額の報酬を受ける、こんなことは別に書かなくたって、みんな相当の報酬を与えているんだと、どの国家公務員についても、そういうふうにおっしゃるに違いないわけなんです。客観的には低く与えられていても、やはりそういう説明になるわけでしょう。したがって当然なことなんです、しかし、そういう当然なことがここに書かれておるといふことの意味をどういうふうに理解になっておるか。こまかい給与制度とか任用制度に關連した議論じゃないに、一般の国家公務員の給与というものと、その点でいかなる違いというものをとお考えになっておるか。いや、そんなものは何も違はないんだ、ただついでにこいうふうに書かれておるだけだ、そういうふうな認識であるかどうか。これも、皆さんがどうお考えになっているかということが重大なやうに關係が出てくると思うのですが、官房長官ひとつ給与問題について非常に詳しいわけですし、お答えを願いたい。

○政府委員(大平正芳君) 裁判官の給与ということにつきましては、私も深くせんく研究したわけじゃございませんが、私の今の感じを率直に申し上げますと、裁判の權威あるいは信用というものを担保していくということが一番大事なことだと思います。したがって、そのことに当たる裁判官が、ある種の勢力、経済事情等によつて中正な御判断が曲げられるようなことがあつちやない、そういう趣旨で今読み上げられた法律はできたものと承知いたしております。したがって、これは生計費的な観点から見ると、

きものではないと存じます。ただ、現実の裁判官の給与が、しからばそういう根本の理念から申して適切なものであるかどうかということにつきましては、決して十分なものでは私でもないと考えております。したがって、任用制度とも關連いたしまして、今の時点において裁判官の給与はどうあるべきかという問題は、非常に緊急な、かつ重要な問題だと存じますので、調査会の委員にゆだねて、御判断をいただきたい、そういう気持ちでございます。

○龜田得治君 事務局長は、この憲法の条文をどういうふうに理解しておりますか。

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君) 憲法に特に報酬の問題が書かれてありますのは、裁判官にふさわしい相当高額の報酬を与えるべきだと、こいうことのように理解しております。で、裁判官にそういう報酬を与えるにつきましては、ただいま官房長官から申されましたように、裁判の独立というやうなことが、そういう給与の面あるいは経済上の変化等によつて影響されてはいけませんし、さらに、いろいろな圧迫とか誘惑とかいうやうなことにまたセーブされてもいけない、また裁判の内容そのものにつきましても、これは独立してやることでありまして、ほんとうに裁判官の全責任においてやることで、その仕事の内容についても非常に労苦が多いと、こいうやうなことから、こいうやうに特に規定を設けられておるものと解釈をいたしております。前に裁判官の報酬制度、報酬の法律を制定されましたときに、いろいろ国会で御議論もあつたやうであります、私の申し上げることは、その当時

の裁判所から申し上げました点とは別に違つておるやうで、そのとおりと、現在でも考えておるわけでありまして、

○龜田得治君 法務大臣はどういうふうな御理解でしょう。

○國務大臣(榎本庚子郎君) 裁判官の報酬について、こうした特別に規定がありますのは、御承知のとおり、国会議員の場合にも、これに類似の規定があると思ひますが、いわゆる新憲法以後三憲分立の問題について、特に従来よりももう一その分界を明らかにしようという精神の現われがこの条文にも現われておると思うのであります。したがって、その規定も、一般の政府職員より高くなければならぬという意味とは必ずしも思ひませんけれども、實際の問題として考える場合には、裁判官が裁判官として非常な重大な職責を持つておるのでありますから、その生活を十分に保証をし、その職責を全うするの何らの後顧の憂いがないやうにしようというのには、いわゆる相当額の給与を与えなければいかぬと、こいう精神だと思ひます。

だから、言葉の上から、必ずしも直ちに一般より高くなければならぬということになりませんが、精神の上からは、おのづから私は普通より少し高くなるというところが当然考えられるのじゃないかと、かように思ふのであります。したがって、この問題については、その裁判官の制度そのもの、すなわち任用の問題、言いかえれば、さらにまた、先ほど来話題になつておる法律一元の制度等にも非常に密接な關係を持つてくることであらうと考へる次第であります。

○龜田得治君 これは、いろいろ今後中身等については検討すべきものがたくさんあるわけですが、こいう点はどうのやうにお考えになるか、お聞きいたします。それは、この裁判官の報酬というものにつきまして、現在ですと、一般の国家公務員あるいは檢察官、こういふやうなものとの實際問題としては絶えず比較をされて、こうして給与改訂等の場合に議論がされるわけですね。だから、こいう建前自身をはずしてしまふべきじゃないか。もつと別な範疇で取り扱うべきじゃないか。むしろ、法曹一元というやうな立場に立つたならば、この在野法曹の一体収入というものがどうなつておるかといふやうなことも一つの大きな問題でしょう。そこいらがずつとながつていくのでありまして、實現不可能になつてしまふわけですね。在野法曹も、こよううけ過ぎるということ、これはまた要らないことなんです、が、断層があり過ぎるわけですね。しかし、この断層というものは、一般の国家公務員なり檢察官の給与体系というものがあつて、それと絶えず均衡をとりながら、しかし若干上と、こいうやうな考え方では、とても埋め合わせがつかない。まあ、結果の金額がどう出るかは別といたしまして、せつかく法曹一元というやうなことも、官房長官は前向きにお考えになつておるやうですから、こいう点につきまして、思い切つてひとつ体系そのもの、あり方というものを考え直してみ、結論は別として、それくらいのは決意がありまさんと、なかなか旧来のワク等にとらわれておりましたは、しゃんとしてこぬ。それは覺悟してお

るから、財政問題についても政府は取組むから内閣に置いたのだという当初の説明がはなはだ光つてくるわけですね。こいう点についての官房長官のまあ、大まかな考え方ですね。私はそう思つておるわけですが、どうでしょう。

○政府委員(大平正芳君) 龜田委員が持たれておる問題意識というものは、私はほぼ同感できます。ただ、問題を少し一般化し過ぎて恐縮でございますが、今いろいろな制度、ひとり司法制度だけでなく、行政面におきまして、いろいろな制度をわれわれ持つておりますけれども、これは戦後からやつておる暫定的な制度、こいう感じが多いのでございます。早い話が、公務員制度それ自体も、まだ根本的に究明されてないのです。新憲法下でどうあるべきかというやうな点、まだ究明し尽くされてない、検討中の段階なんです。したがって、究極の目標といたしましては、今言われたやうなことであるべきだと思ふのでございます。これを漸次こいう目標に持つていくという段階であると思ふのです。それで、今申された法曹一元に關連した任用問題、給与問題、こいう問題も、こよう司法制度として本格的な問題にぶつたてきたという段階だと思ふのでございます。この段階で、調査会の方々の公正なひとつ判断を求めていきたい、それが究極の目的に完全に合致するこいうやうなことは、にわかには期待できないかもしれないけれども、今の事態におきましては、最善のものをお願いしたいと思つておるのです。

○龜田得治君 それでは、大體總論的



なことが済みしたので、多少こまかなるかもしれないが、委員の任命等につきまして、主として官房長官にお尋ねをしたいと思います。

この法律の第四条に委員の種類が書かれておるわけですが、このうちの第三号の裁判官三人、これは、具体的に、たとえば最高裁を通じて推薦せるとか、どういふふうなことになるわけでしょうか。

○政府委員(大平正芳君) もちろん、内閣の独断でやろうとは決して思っておりませんで、最高裁、法務省等の意見を十分聴取して、適格者を得たいということでございます。

○亀田得治君 最高裁に意見を出さず、こういうふうな理解をしていいわけでしょうか。それも聞くが、それとはまた別に、ほかのものを任命するかもしれないとか、いずれになるわけでしょうか。

○政府委員(大平正芳君) まあ常識といたしまして、三号にありますように、裁判官三名とあります。それにつきましては、もとより最高裁の御意見を十分尊重してやらなければいかんと思っております。

○亀田得治君 それから、検察官三人となっておるわけですが、これは、最高検と法務省は、ある意味では上下の関係にあるわけですが、これはどういふふうな推薦の仕方になるわけでしょうか。

○政府委員(大平正芳君) 法務大臣の御推薦を得たいと思っております。

○亀田得治君 それから弁護士三人、これは、日弁連という組織があるわけですが、どういふふうなことになるのでしょうか。

○政府委員(大平正芳君) これは、日弁連の御意見を十分拝聴すべきものと思ひますし、同時に、これは国会承認の対象になっておきますので、国会のほうの最高の御判断を求めなければならぬと思っております。

○亀田得治君 国会のほうは、書いてありますように、そうなりますが、日弁連にやはり適当な人を推薦させる、そういうふうな、最高裁あるいは法務省と同じように、内閣としては手続をおとりになるわけでしょうか。

○政府委員(大平正芳君) 事実上そういうことになろうかと思ひます。

○亀田得治君 それから、この弁護士の意味であります、元裁判官、検察官の経験者というものがたくさんあるわけですね、実際は。しかし、この三号では裁判官、四号では検察官となつておる順序から考えますと、純粋な在野の法曹というふうには解釈しやういわけですが、大体そういうふうな理解でいいわけでしょうか。

○政府委員(大平正芳君) 弁護士会の意見を代表し得るような適格者であるべきじゃないかと存じます。

○亀田得治君 それは、日弁連を通じてくれば、当然それが弁護士会を代表するものになるわけですが、特に弁護士というふうな書いてあることは、純粋な在野の法曹の意見というものを吸収したい、そういうことだろうと思うのです。これは、法曹一元ということがこの調査の重要な対象になっておるところから見ても、そういうふうな運用すべきではないかという私の気持もあつて聞くわけですが、それはどうなんでしょう。それは、実際問題は、大平さん、なるほど肩書きは弁護士であ

りまして、元裁判官ということになりますと、これはだいぶ違うのです、実際意見がね。これはまあ、ちょうど公平委員会等についてもこの間も議論したわけですが、それでは、在野の諸君としては、ほんとうに關係者が一つになつてやるんだ、調査するんだという形になつてこない。そこをおそれて聞くわけですが、これは当然日弁連の推薦に待つべきことは当然ですが、その考え方、あなたの考え方として……。

○政府委員(大平正芳君) そうでございますね。これは事実上、先ほど申し上げましたように、日弁連から御推薦いただくというふうな手順になろうかと思ひますが、御推薦をお願いする場合には、前歴にわたつて規制をして参るというふうなこともいかにかと思ひます。

○政府委員(大平正芳君) 日弁連のほうの御判断で、全体の御意見を代表し得る適格者ということになるのじゃないかと思ひますがね。

○亀田得治君 あなたの提案者としての気持はどういうことですか。元裁判官とか元検察官というのであつては、三号、四号と重複してくるわけですね、半分ほどは。そこで、実際問題として、日弁連にそういうワケを設けてお願いするしないということは、これはそのときのやり方があるうと思ひますが、提案者のこういう機構をお作りになった気持からいって、どうかという点ですね。

○政府委員(大平正芳君) たゞえは国会議員でも、官僚出身とか純粋の政界出身とかいって、俗にそういう範疇がよく議論になるわけでございますけれども、しかし私どもは、やはりその弁護士というタイトルでお仕事をされ

ておる方というのは、やはりそれを尊重すべきじゃないか。私なんか、十六年ばかり役人勤めをいたしましたから、それから十年ばかり国会議員をやつていますけれども、国会議員として最善を尽くさなければいかぬと思つておるのではありません、役所の利益代表とお心得でないわけでありまして、それから、弁護士会の場合も、同じような論理で、弁護士会から御推薦申し上げようという場合に、弁護士会がどう判断されるか、今、亀田委員の言われたような考え方にお立ちになるのかもしれませんけれども、こちらからひとつ注文をつけて御推薦願うというのは、非礼じゃないかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○亀田得治君 それは別に私は非礼でもないと思ひます。ほんとうに調査会がいろいろな衆知を集めていくという立場で、実はこういうふうな内心は考へているのだというふうなことは、少しもこれは差しつかえないと思ひうわけですが、どうせこの調査会は、運用面の中心がどこに行くことになりましかかりませんが、しかし、当初の出発点においては、提案者である官房長官がいろいろおせん立てをするのだらうと思ひますから、そういう点はぜひ、重大な調査会でありまして、純粋な在野の、在野だけが何もうりっぱだというわけではありませんが、在野で、しかもりっぱな人が得られるように、ひとつ配慮をお願いしたいと思います。

○政府委員(大平正芳君) 国会における御議論は十分私ども尊重いたします。心を得て参るつもりでございます。

○亀田得治君 一項目ずつお聞きして

たいへん恐縮ですが、この第六号の「学識経験のある者」ですね。これだけで四人以内、こういうふうになつておるわけですが、これはどうしてこういうふうになつたわけでしょうか。

○政府委員(津田実君) 第三条におきまして、調査会の委員は二十人以上で組織するということになつております。ところが、第四条の一項の一号ないし五号は定数になつております。それでこういう形になつております。

○亀田得治君 そうすると、そういう技術的な關係でなつたということでしょうか。一応文字は理解いたしました、これはやはり四人置くという提案者としての考え方ですか。

○政府委員(大平正芳君) さうでございます。

○亀田得治君 そうした場合に、法律の専門家、教授などは当然適当な方が予想されるわけですが、教授兼弁護士あるいは裁判官と、こういう方もいろいろあるわけですが、そういう方もやはり入るわけですか。

○政府委員(大平正芳君) ただいまのところ、具体的な固有な名詞までいってないんです。この調査会の任務にふさわしい、最適當な方を公正にお願いしたいという気持でございます。それから進んで各論にまで今考へはまっております。

○亀田得治君 そうすると、経験者といひますか、実務家の關係は三、四、五とあるわけですから、いわゆるこの学識者、こういうものが主体であるというふうな理解でいいわけですか、大まかな理解として。まあそれだけに限る必要もないが……。

う、そういう考え方でございます。

○亀田得治君 わかりました。

それから次に、第五条ですね。会長は委員の互選によってこれを定めるというわけですから、委員がきまつて互選というわけですが、この点は、立案者としてはどのようなことをお考えですか。全然白紙ですか。あるいは、この種の調査会としては、もちろんそんな個人名はきまつていないでしょうが、どういふ方面から出てほしいものか、といったような考え等もあるのかどうか、御参考にならしてほしい。

○政府委員(大平正芳君) ただいまのところ白紙でございます。

○亀田得治君 それから事務局長ですね。これはどのようにお考えでしょう。

○政府委員(大平正芳君) 実は、この事務局長というのは非常に大事な仕事だと思ふんですね。そこで、在野の法曹団のほうからいろいろ御進言がございしますが、実は、制度の上から広く、たとえば、現在弁護士である方の資格者をお願いするというのを考えてみて、弁護士法での制約がございまして、それも参りませんわけでございます。で、かりにこれを特別職にいたしましたも、弁護士の場合は、大臣とか政務次官というふうに、限られておるわけで、実は既成の法制に制約を受けまして、やはりこれは一般職でお願いしなけりやならぬのでございまして。それだけに、適格者を選んで参るというところはございまして、事務局長のいかんということが非常にこの調査会の成否に係ると思ひますので、いかにして適任者を得たいとい

う、そういう気持で今一ぱいでおるわけでございます。この点は、法務当局等とも十分御協議いたし、広い視野から適材を得るよう、最善を尽くしたいという気持で今おるわけでございます。また、どういふ方かという固有な名詞までは至っていないという次第でございます。

○亀田得治君 この事務局長は、これは常勤になるわけですね、その給与はどの程度を考へておられるわけでしょうか。あるいは制度に制約されて、たいしたことないという場合に、何かそれ以外に適當な手当でもできるのかどうか。まあ実質的な待遇ですね。これはどの程度のことを考へておられるのか。

○政府委員(大平正芳君) まあ予算的には、二等級でございますから、局長級ということになります。しかし、その人によつて、もっと、これは考へなければいかんかもしれないと思つておられます。

○亀田得治君 その人によつて考へる場合に、クラスを上げるといふことはむずかしいのでしよう。上げるのじゃなしに、ほかの方法で何かプラス・アルファをやつていくということになるのでしようか。

○政府委員(大平正芳君) これは、人事院と御相談の問題になります。官級の処遇をするといふことは不可能じゃないと思ひます。

○亀田得治君 それから、各委員の手当ですね。これはどういふ程度になつておるのですか。

○政府委員(津田実君) 委員の手当は、専門委員と会長、それから一般委員というふうに一応分けて考へられるわけでございますが、今年度予算、九

月から七カ月分でございますが、それで三十五万九千円ばかり入つております。そのほか謝金も入つておるようになつて、したがひまして、まあ一般並みの程度に差し上げるのには十分事は欠かれないといふふうに考へておりますが、これは、やはり政府内一般の委員あるいは専門委員等の手当の標準がございまして、それをかけ離れていふことはまあむずかしいといふふうに考へております。なおこの額は、国会議員、それから裁判官、検察官たる委員を含んでおりません。これは当然給与、手当を受けられないわけでございますから、結局、弁護士と学識経験者、合計七名以内という数字になります。で、この額は必ずしも少ない額ではないといふふうに考へております。

○亀田得治君 これは、委員会なりに出てきたときにだけ出すわけですか。定額で出すのですか。どつちですか。

○政府委員(津田実君) これは、一般の委員の場合と同じように、出席された日について差し上げることになります。

○亀田得治君 そうすると、総額でおよしやつたわけですが、大体の金額の想像はつくわけですが、一人一日幾らといふことになるのですか。

○政府委員(津田実君) これは、総理府の委員会の一般標準は、会長につきましては千五百円、一般委員につきましては千二百円というのが標準でございます。

○亀田得治君 これは、憲法調査会もそういうふうにおやりですか。

○政府委員(津田実君) 憲法調査会につきましては、若干それより高額を差し上げておるよう聞いておりますが、具体的に調査しておりませんので、ちよつとわかりかねます。

○亀田得治君 同じく内閣に置かれるわけですね。われわれの立場から見たら、憲法調査会よりもこちらのほうをもつと重視したいわけですが、千五百円と千二百円じゃ、はなはだ少な過ぎるという感じを持つわけですが、お金のほしくて来る人はこんな委員におられぬでしょうが、少なくとも憲法調査会並みのことをやはりすべきではないかと思ひますが、いろいろこういふものはしきたりがありますから、あまりどうこうも言えませんが、予算はあるようです。足らなければ出すと、官房長官は最初おしやつておられるので、そういう例があるのであれば、めつたに内閣の調査会なんていうものはないわけですね、これを出したから、またほかのやつが見習うといふわけでもないでしょうから、もうちよつと上げることではないのでしようか。官房長官、どうですか。

○政府委員(大平正芳君) これは、実ははなはだ申しわけないのですが、総理府設置法の調査会といふことで予算要求をしまして、予算はそのまま進んでいったわけですが、最終の御提案、まあ最終段階で、内閣に移すべきだといふ議論が出て参りまして、内閣でお引き取りするということになりました。したがひまして、憲法調査会とのバランスという点は、今御指摘のようになり、できていないのです。ただしかし、私が冒頭に申し上げましたように、これは、予算は一つの見積もり、積算の根拠だけ書いてあるわけでございます。で、実際の運用につきまして

は、御審議に支障がないように、委員の方のお手当ばかりでなく、十分配慮して参らなければならぬと思つておりますので、その点につきましては、御信頼いただきたいと思ひます。

○亀田得治君 よくわかりました。おせん立てができてから、あとから昇格になつたようですから、それはやむを得なかつたと思ひますが、憲法調査会には、御承知のように、少しさう、くしの歯が抜けたような格好になつておるわけですね、こちらのほうは、それは憲法調査会以上に、完全にりっぱな人がきつう然として、司法制度の現状を何とかしなければいかぬといふので、お集まりになるとは思ふのです。そういうわけですから、ひとつ待遇のほうも、それにふさわしいように要請をいたしておきまして、私の官房長官に対する質問は、一応これで終わります。

○委員(松野孝一君) ちよつと速記をとめて。

○委員(松野孝一君) 速記を始め。

○委員(松野孝一君) ただいま委員の異動がございましたので、御報告申し上げます。

本日付をもって西田隆男君及び西田信一君が辞任され、古池信三君、鹿島俊雄君が選任されました。

以上であります。

○委員(松野孝一君) 他に御質疑はございませんか。なければ、本案に対する質疑は結局したいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕



○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。臨時司法制度調査会設置法案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松野孝一君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたしました。

次会は四月二十四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十四分散会

昭和三十七年四月二十五日印刷

昭和三十七年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局